

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共用暖房費	利用料合計 (4月～10月)	利用料合計 (11月～3月) ※共用暖房費 9220円含む
1' 1,500,000 以下	7,000	46,940	35,000	9,220	88,940	98,160
1 1,500,000 以下	10,100	46,940	35,000	9,220	92,040	101,260
2 1,500,001 ～ 1,600,000	13,300	46,940	35,000	9,220	95,240	104,460
3 1,600,001 ～ 1,700,000	16,300	46,940	35,000	9,220	98,240	107,460
4 1,700,001 ～ 1,800,000	19,400	46,940	35,000	9,220	101,340	110,560
5 1,800,001 ～ 1,900,000	22,500	46,940	35,000	9,220	104,440	113,660
6 1,900,001 ～ 2,000,000	25,600	46,940	35,000	9,220	107,540	116,760
7 2,000,001 ～ 2,100,000	30,700	46,940	35,000	9,220	112,640	121,860
8 2,100,001 ～ 2,200,000	35,900	46,940	35,000	9,220	117,840	127,060
9 2,200,001 ～ 2,300,000	40,900	46,940	35,000	9,220	122,840	132,060
10 2,300,001 ～ 2,400,000	46,100	46,940	35,000	9,220	128,040	137,260
11 2,400,001 ～ 2,500,000	51,200	46,940	35,000	9,220	133,140	142,360
12 2,500,001 ～ 2,600,000	58,400	46,940	35,000	9,220	140,340	149,560
13 2,600,001 ～ 2,700,000	65,600	46,940	35,000	9,220	147,540	156,760
14 2,700,001 以上	69,000	46,940	35,000	9,220	150,940	160,160

・サービス提供に要する費用につきましては、ご入居者様の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金、水道料金は、上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別の電気メーターにて測定し、ほくでんへのお支払となります。水道料金につきましては、下水道は社会福祉法人のため免除となります。上水道は、基本料金2か月1,562円 実費徴収させていただきます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入を言います。

※ご夫婦で入居される場合には、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額を2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)となります。